

◎新潟県告示第745号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第15項の規定により、同条第3項ただし書きの規定による許可をすることについて、次のとおり公開による意見の聴取を行う。

令和2年6月23日

新潟県知事 花 角 英 世

1 日時

令和2年7月13日（月）午後7時00分から

2 場所

見附市文化ホールアルカディア 小ホール

見附市昭和町二丁目1番1号

3 意見の聴取の事由

下記4による建築は、当該地域においては原則として禁止しているが、良好な住居の環境を害するおそれがないか、又は公益上やむを得ないかどうかについて利害関係者の意見を聴くため。

4 建築計画の概要

(1) 申請者の住所及び名称

東京都千代田区四番町6 東急番町ビル

みずほ丸紅リース株式会社 代表取締役 秋吉 満

(2) 申請地

見附市学校町一丁目131番1の一部外8筆

(3) 主要用途

物品販売業を営む店舗

(4) 構造・規模

鉄骨造 地上1階

建築面積 1,087.35平方メートル

延べ面積 1,004.56平方メートル